

基発第0926004号

平成19年9月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

アフターケアシステムに関する機械処理事務の一部変更について

アフターケアシステムに関する機械処理事務については、平成12年9月8日付け基発第567号「アフターケアシステムに関する機械処理事務について」(以下「567号通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」において、対象傷病コードの変更等について指示したところである。

これに伴い、アフターケアシステムの改修を同年10月1日に実施するとともに、567号通達の一部を別紙のとおり改めるので、機械処理事務に遺漏なきを期されたい。

なお、主な変更点は、下記のとおりである。

記

1 主な変更点

(1) 対象傷病コードの変更について

対象傷病名の見直し等が行われたことから、対象傷病コードのうち対象傷病コード02～04, 10, 12, 13, 18を廃止し、対象傷病コード21～37にそれぞれ変更する(別表1参照)。

(2) 対象傷病コードが変更となる場合の変更方法について

既に健康管理手帳を交付している者で、上記(1)により対象傷病コードが変更となる場合は、対象傷病コードが変更となる健康管理手帳を更新する際に対象傷病コードの変更を行うこととし、「健康管理手帳更新・再交付申請書(帳票種別37201)」をOCR入力した際に表示される入力画面の「更新後傷病コード」欄に変更後の対象傷病コードを打鍵入力するこ

とで行う。

対象傷病コードの変更は健康管理手帳の更新処理時にのみ可能であり、再交付処理において変更できない。また、対象傷病コードは決議処理後に修正することができないので留意すること。

(3) 健康管理手帳更新時における手帳交付年月日の取扱について

健康管理手帳の有効期間後に更新申請があった場合、これまで更新前の健康管理手帳の有効期間の翌日のみ更新後の健康管理手帳の交付日として指定可能であったが、平成19年10月1日以降は更新前の健康管理手帳の有効期間の翌々日以降も更新後の健康管理手帳の交付日として指定可能とする。

なお、更新後の健康管理手帳の交付日を有効期間の翌々日以降とした場合においても、更新後の健康管理手帳の有効期間は更新前の健康管理手帳の有効期間の翌日から算出する。

(4) アフターケア実施期間の継続に係る健康管理手帳有効期間の見直し

平成19年10月1日以降に更新申請のあった健康管理手帳の有効期間を別表2のとおりとする。

(5) 「健康管理手帳取扱いのお知らせ」及び「有効期限切れ対象者リスト」の出力内容の変更について

「健康管理手帳取扱いのお知らせ」及び「有効期限切れ対象者リスト」の出力内容を「機械処理日（月末）の属する月の翌月から数えて4ヶ月目の月中に有効期限を迎えるもの」とする。

なお、平成19年11月第1開庁日に出力される「健康管理手帳取扱いのお知らせ」及び「有効期限切れ対象者リスト」には、平成20年1月及び2月中に有効期限が切れるものが出力されるので留意すること。

(6) 健康管理手帳受領・返納未確認者一覧について

健康管理手帳については、新たな健康管理手帳を受領した後に返納させることから、返納漏れを防止するため、新たに「健康管理手帳受領・返納未確認者一覧」（別表3参照）を作成し、毎月第1開庁日に労働局に配信する。「健康管理手帳受領・返納未確認者一覧」には、「健康管理手帳受領未確認者一覧」の出力内容に加え、手帳終了年月日（平成19年7月1日以降）から1ヶ月以上経過したアフターケア対象者のうち、「健康管理手帳項目修正帳票」による手帳返納済の登録がされていないものも出力する。これに伴い、「手帳受領未確認者一覧」は廃止する。

6 基本的用語

(1) 給付キー

給付キーとは、労災診療費などの給付履歴を管理するために、個人を特定し、システムを運用する上での基本的なキーである。アフターケアシステムでは、交付する健康管理手帳の番号（以下「手帳番号」という。）を給付キーとして使用する。

手帳番号は、13桁で構成し、その体系は次のとおりである。

健康管理手帳番号体系（13桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

西暦年 所轄局 対象 振出番号 枝番号

傷病番号 (連番)

イ 西暦年

手帳を交付した年を西暦年の下2桁を使用して表示する。

ロ 手帳交付局

手帳を交付した局を都道府県番号（01～47）を使用して表示する。

ハ 対象傷病番号

当該アフターケア対象傷病を下記の表のコード番号（00～37）を使用して表示する。

対象傷病一覧

対象傷病コード	対象傷病名
00	炭鉱災害による一酸化炭素中毒
01	せき髄損傷
02	頭頸部外傷症候群等
03	尿路系障害
04	慢性肝炎
05	白内障等の眼疾患
06	振動障害
07	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折
08	人工関節・人工骨頭置換
09	慢性化膿性骨髓炎
10	虚血性心疾患等
11	尿路系腫瘍
12	脳血管疾患
13	有機溶剤中毒等
14	外傷による末梢神経損傷
15	熱傷
16	サリン中毒
17	精神障害
18	循環器障害
19	呼吸機能障害
20	消化器障害
21	頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群）
22	頭頸部外傷症候群等（頸肩腕障害）
23	頭頸部外傷症候群等（腰痛）
24	尿路系障害（尿道狭さく及び尿路変向術後）
25	尿路系障害（代用膀胱造設後）
26	慢性肝炎（HBe抗原陽性及びC型肝炎ウイルス感染）

対象傷病一覧

対象傷病コード	対 象 傷 病 名
27	慢性肝炎（HBe抗原陰性）
28	虚血性心疾患等（虚血性心疾患）
29	虚血性心疾患等（ペースメーカー及び除細動器）
30	脳の器質性障害（一酸化炭素中毒（炭鉱災害を除く。））
31	脳の器質性障害（外傷による脳の器質的損傷）
32	脳の器質性障害（減圧症）
33	脳の器質性障害（脳血管疾患）
34	脳の器質性障害（有機溶剤中毒等）
35	循環器障害（弁損傷及び心膜病変）
36	循環器障害（人工弁置換後）
37	循環器障害（人工血管置換後）

ニ 振出番号

振出番号（4桁）は、管轄局、西暦年、対象傷病コードごとに0001番から順にHOSTで自動的に振り出す。

ホ 枝番号

枝番号（3桁）は手帳の新規交付時を「000」とし、手帳の更新又は再交付を行った場合に、HOSTで一連の番号を振り出す。

(2) データ受付番号

データ受付番号とは、請求書及びレセプト等が入力され、台帳に当該データが登記されたときに、そのデータを特定するため、HOSTが自動的に振り出す番号である。

台帳に登記された個々の請求書データの修正を行う場合や情報の検索を行う場合のキーとして使用する。

アフターケアシステムにおいては、その処理の内容から「健康管理手帳データ受付番号」、「指定病院用アフターケア委託費データ受付番号」、「薬局用アフターケア委託費データ受付番号」、「アフターケア通院費データ受付番号」がある。

イ 健康管理手帳データ受付番号

健康管理手帳に関しては、健康管理手帳交付決議書を出力する時点で健康管理手帳番号と同じ番号体系でデータ受付番号を振り出す。

健康管理手帳データ受付番号（15桁）

西暦年	所轄局	対 象	振出番号	枝番号	修正 CD
		傷病番号	(連番)		レコード 区分

(イ) 修正レコード区分（1桁）

健康管理手帳交付決議書に出力されたデータが、交付の場合は「0」を、修正の場合は「1」を振り出す。

(ロ) CD（1桁）

HOSTでCDを除く他の数から計算し、自動的に付与して表示することで、各データの受付番号の記入誤りや誤読などを発見するためのチェックコードとして使用する。

ロ 指定病院用アフターケア委託費データ受付番号

アフターケア委託費請求書をOCR入力した時点で、短期給付一元管理システムにおける請求書受付番号と同一の体系で構成する「指定病院用アフターケア委託費データ受付番号」を振り出す。

ニ 入力項目

入力項目名	記入項目
①管轄局	
②更新・再交付	○
③受付年月日	○
④現在の健康管理手帳番号	○
⑤更新後傷病コード	※1

○……必ず記入する。 空欄……該当する場合記入する。

※1 健康管理手帳更新・再交付申請書をOCR入力した際に表示される入力画面に当該入力項目が表示されるので、該当する場合のみ傷病コードを入力すること。

ホ 記入（入力）要領

項目番号	入力項目名	記入項目
1	管轄局	代行局から入力する場合のみ記入する。
2	更新・再交付	更新・再交付の以下のコードで記入する。 更新 1 再交付 3
3	受付年月日	当該申請書を受け付けた年月日を記入する。
4	現在の健康管理手帳番号	現在使われている手帳番号を記入する。
5	更新後傷病コード	平成19年10月1日以降に健康管理手帳更新・再交付申請書を受け付けたもので、アフターケアの対象傷病コードの変更に伴い傷病コードを変更する必要がある場合、入力する。 24 尿路系障害（尿道狭さく及び尿路変向術後） 24 尿路系障害（代用膀胱造設後） 26 慢性肝炎（HBe抗原陽性及びC型肝炎ウイルス感染） 27 慢性肝炎（HBe抗原陰性） 28 虚血性心疾患等（虚血性心疾患） 29 虚血性心疾患等（ペースメーカー及び除細動器） 30 脳の器質性障害（一酸化炭素中毒（炭鉱災害を除く。）） 31 脳の器質性障害（外傷による脳の器質的損傷） 32 脳の器質性障害（減圧症） 33 脳の器質性障害（脳血管疾患） 34 脳の器質性障害（有機溶剤中毒等） 35 循環器障害（弁損傷及び心膜病変） 36 循環器障害（人工弁置換後） 37 循環器障害（人工血管置換後）

へ 健康管理手帳更新・再交付申請書入力時の留意事項

- (イ)更新申請の受付入力、手帳の有効期限の3ヵ月前よりも前であるとキャンセルとなるので留意すること。その際は、有効期限の3ヵ月前が到来してから入力することとなる。また、その旨を申請者に通知しておくこと。
- (ロ)更新対象となる傷病が更新前傷病コード「02 頭頸部外傷症候群等」の場合は、処理結果リストに更新の注意を喚起するメッセージを出力するので、当該対象者について更新の可否を確認すること。
- (ハ)更新前傷病コードが「21 頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群）」、「22 頭頸部外傷症候群等（頸肩腕障害）」、「23 頭頸部外傷症候群等（腰痛）」の場合は、更新できないので留意すること。
- (ニ)手帳再交付申請において、再交付の理由が「紛失」以外である場合は、旧手帳を返納させること。
- (ホ)健康管理手帳更新・再交付申請書の受付年月日が平成19年10月1日以降のもので、アフターケアの対象傷病コードの変更に伴い、傷病コードを変更する必要がある場合は、「5更新後傷病コード」に傷病コードを必ず入力すること。また、決議後は傷病コードの修正ができないので留意すること。

ト 出力帳票・リストと事務処理

出力帳票・リスト等名 〔出力帳票番号〕	出力内容	記入項目
健康管理手帳交付決議書 〔37202〕	入力された手帳更新・再交付申請のデータが正常に手帳台帳に登録された場合に出 力する。	手帳交付・不交付決議 を行い、必要な入力項目 を記入の上、OCR入力 を行うこと。
処理結果リスト 〔057〕	「健康管理手帳交付決議書」の出力と同 時に出し、処理が正常に行われた旨のメ ッセージ、注意を喚起するメッセージ等を 印書する。	メッセージが出力され た理由を確認し、必要な 場合には修正処理を行う こと。
キャンセル画面	入力された「健康管理手帳更新・再交付 申請書」データをキャンセルしたときに 出力し、帳票種別番号、キャンセルメッセ ージ等を出力する。	キャンセルとなった原 因を確認し、申請書を正 しい内容に訂正し、再び OCR入力を行うこと。

- 当該項目に印書をしていない場合又は印書内容に誤りがあった場合は、事業場情報入力欄(⑦～③)に正しい情報を入力することによって、手帳台帳の登記及び修正を行うこと。
- (ニ) 「健康管理手帳更新・再交付申請書」により傷病コードを変更した場合、「健康管理手帳交付決議書」の対象傷病コード、対象傷病名を必ず確認すること。傷病コードが誤っている場合は、「健康管理手帳項目修正帳票」で「健康管理手帳更新・再交付申請書」の取消処理を行い、再度入力を行うこと。
 - (ホ) 処理結果リストに注意喚起のメッセージの出力がある場合は、「キャンセル、エラー保留及びメッセージ番号表」により、内容を確認すること。
 - (ハ) 必要な入力項目を記入し、特定カード用データ(0番カード)を用いて、入力を行うこと。
 - (ト) 決議後、「健康管理手帳」及び「アフターケア健康管理手帳交付書及び受領書(以下「交付書及び受領書」という。)」が出力されるので、印書された内容について、入力した交付決議書の内容との照合及び確認を行うこと。
 - (チ) 内容が正しく出力されていた場合は、「健康管理手帳」と「交付書及び受領書」を、当該手帳の対象者あてに送付すること。なお、その際には専用のカバーも併せて送付すること。

ト 健康管理手帳交付決議書入力時の留意事項

(イ) 出力回数の取扱

1 決議処理において、決議書出力項目の修正を複数回行った場合は、最後に修正したときの決議書を使用すること。この場合、最新の出力決議書以外ではキャンセルとなるので留意すること。

(ロ) 健康管理手帳番号の確認

手帳の発行について、決議前に当該手帳の振出番号を確認する場合は、「交付報告（申請）受付番号」の上13桁により確認を行うこと。

(例) 受付番号：00500200300189 → 手帳番号：0050020033001

(ハ) 「交付決定年月日」の取扱い

手帳を交付する場合、決議書で入力した「交付決定年月日」を「交付決定日」としてシステムに登録し、有効期限を算出することとしている。

更新申請の場合、更新後の手帳についてはその手帳の「交付年月日」以降有効となるが、当該手帳の有効期限については、前手帳の有効期限の翌日から算出することとなる。そのため、更新後の手帳の「交付年月日」については、修正を行っても有効期限に変化は無いので、留意すること。

また、以下の項目についても留意すること。

a 手帳を遡って有効にする場合、その有効期間の初日を、交付決定年月日として決議処理を行うこと。

なお、システムでは治ゆ日の翌日まで交付決定年月日を遡ることが可能である。

b 有効期限が経過した手帳の更新申請に対して交付決議を行う際は、交付決定年月日を、当該手帳の有効期限の翌日以降に設定して決議を行うこと。有効期限の翌日より前の日付であるとキャンセルとなる。交付年月日を更新前の手帳の有効期限の翌々日以降とした場合においても、更新後の手帳の有効期間は更新前の手帳の有効期限の翌日から算出する。この場合、更新前の手帳の有効期限の翌日から更新後の手帳の有効期間の初日の前日までの間はアフターケアの有効期間外となりアフターケア委託費、通院費は支給の対象とならないので留意すること。

(ニ) 修正時の「交付・不交付別」の取扱い

手帳記載の項目修正と、「処理区分」の修正を行った際には、どちらも交付決議書が出力されることとなるが、「処理区分」の修正時のみ、「交付・不交付別」の入力を行うこと。それ以外の修正において、「交付・不交付別」を入力した場合は、キャンセルとなる。

また、「手帳項目修正帳票」での不交付決議書要求により出力された決議書には、「⑤不交付決議コード」に「11」が印書されており、その場合は「⑥交付・不交付別」にも「11」を記入すること（空欄の場合はキャンセルとなる。）。

(ホ) 修正時の「交付・不交付別」の取扱い

「事業場名称」「事業場住所」（印書欄）が未登記（空欄）であった場合、もしくは被災時のものと異なっていることが明らかである場合は、正しい名称・住所を入力欄（⑦～⑬）

ロ 出力内容

機械処理日（月末）の属する月の翌月から数えて4ヵ月目の月中に有効期限を迎える健康管理手帳について、次の項目を、機械処理日の属する月の翌月の第1開庁日に出力する。

ハ 出力項目

出力項目名	項 目 内 容
対象者氏名	対象者の氏名を印書する。
健康管理手帳番号	対象となる手帳の手帳番号を印書する。
有効期限	対象となる手帳の有効期間の満了日を印書する。
対象者郵便番号・住所 (欄外)	対象者の郵便番号、住所を印書する。
対象者氏名 (欄外)	対象者の氏名を印書する。
所在地・局名 電話番号 (欄外)	対象となる手帳の交付局名、住所、電話番号を印書する。

ニ 出力時期

対象のデータが有る場合、毎月第1開庁日にOCRインサータ部に出力する。

対象のデータが無い場合、労働局に“該当データなし”をOCRインサータ部に出力する。

ホ 関連する事務処理

出力後、対象者の傷病名と健康管理手帳の傷病名が異なっていないか、有効期間が経過した健康管理手帳が返納されているかの確認を行うこと。また、対象者の傷病名が更新できない「頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）」の場合、当該対象者あての当該お知らせを送付せずに、別途、健康管理手帳の返納の連絡等の対応を行うこと。

以上の作業を行った上で、当該お知らせを対象者（頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）の対象者を除く。）あてに送付すること。

ヘ 印書例（表面）

(2) 有効期限切れ対象者リスト

イ 様式

スタンダード用紙（全幅）〔056〕に印書する。

ロ 出力内容

機械処理日（月末）の属する月の翌月から数えて4ヵ月目の月中に有効期限が切れる健康管理手帳について、対象者氏名、有効期限等を機械処理日の属する月の翌月の第1開庁日にリストへ印書する。

ハ 主な出力項目

出力項目名	項目内容
基準年月	当該リストの対象となる年及び月を印書する。（リスト上に記載されている対象者は、当年月内に「有効期限が切れる4ヵ月前」となる手帳を有する。）
健康管理手帳取扱のお知らせ作成日	当該リスト記載の対象者あての「健康管理手帳取扱のお知らせ」を作成した日付を印書する。
処理状況	リストが出力された時点での、当該手帳の処理状況を印書する。 空白・・・通常 更新済・・・既に更新の申請がなされ、手帳交付済のもの。 申請中・・・既に更新の申請がなされ、未決議状態のもの。 不交付・・・既に更新の申請がなされ、不交付となったもの。 更新不可・・・対象となっている傷病が更新不可のもの（対象傷病コード21-23）

ニ 出力時期

対象のデータが有る場合、毎月第1開庁日に配信する。

対象のデータが無い場合、“該当データなし”のリストを配信する。

平成19年11月1日

健康管理手帳有効期限切れ対象者リスト

東京労働局 (13) 基準年月 平成19年10月

26頁

期限切通知書作成日	管轄署	郵便番号 住所	健康管理手帳番号	交付年月日	有効期限	対象者氏名	処理状況
1 H19.10.31	09	170-0044 東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	0613021111-000	H18.2.24	H20.2.23	労災 太郎	
2 H19.10.31	09	170-0044 東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	0613051111-000	H18.2.22	H20.2.22	労災 次郎	申請中
3 H19.10.31	09	170-0044 東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	0613061111-000	H18.2.17	H20.2.16	労災 三郎	更新済
4 H19.10.31	09	170-0044 東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	0613061110-000	H18.2.15	H20.2.14	労災 四郎	不交付
5 H19.10.31	09	170-0044 東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	0613211111-000	H18.2.13	H20.2.12	労災 花子	更新不可

(3) 手帳受領・返納未確認者一覧

イ 様式

スタンダード用紙（全幅）〔056〕に印書する。

ロ 出力内容

対象者の受領管理において、手帳交付日から1ヵ月以上経過したアフターケア対象者のうち、「健康管理手帳項目修正帳票」による受領書受領済の登記がなされていない者、対象者の返納管理において、手帳終了年月日から1ヵ月以上経過したアフターケア対象者のうち「健康管理手帳項目修正帳票」による手帳返納済の登記がなされていない者についての一覧を出力する。

ハ 主な出力項目

出力項目名	項 目 内 容
基準年月	当該リストの対象となる年及び月を印書する。 手帳交付後、受領書の受領未確認、手帳の返納未確認の状態が1ヵ月を超えたものについて、リストに記載する。
終了年月日・状態	手帳の返納未確認の者について、手帳の終了年月日及び終了区分（手帳更新、手帳再交付、対象者の死亡、傷病再発）を出力する。
	受領書の受領未確認の者は「未受領」、手帳の返納未確認の者は「未返納」と出力する。

ニ 出力時期

対象のデータが有る場合、毎月第1開庁日に配信する。

対象のデータが無い場合、“該当データなし”のリストを配信する。

健康管理手帳受領・返納未確認者一覧

平成19年11月1日

東京労働局 (13) 基準年月 平成19年10月

26頁

管轄署	健康管理手帳番号	交付年月日 対象者氏名	電話番号	郵便番号	住所	終了年月日 状態	
13 01	0613022222-000	H18.9.8 労働 太郎	03-3920-3311	170-0044	東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	H18.9.7 手帳更新	未返納
13 01	0613022222-001	H19.9.8 労働 太郎	03-3920-3311	170-0044	東京都 練馬区 上石神井 4-8-4		未受領

并
印
書
例

5 出力様式

(1) 局別アフターケア実施状況リスト

イ 様式

スタンダード用紙（全幅）〔056〕に印書する。

ロ リストの内容

労働局における健康管理手帳交付状況、傷病別のアフターケア実施状況について印書する。

印書内容については、月計と年度累積分を出力する。

主な出力項目名	出力内容
健康管理手帳	
交付者数	各局で交付されている手帳の数を傷病ごとに印書する。
新規	手帳交付者数のうち、今年度新たに交付した手帳の数を印書する。
期限切れ	今年度期限切れとなった手帳数を印書する。
不交付	手帳の交付処理において、不交付となった件数を印書する。
転帰終了	再発、死亡により手帳が終了した件数を印書する。
委託費	
給付件数	アフターケア委託費のレセプト数を傷病ごとに印書する。
給付金額	アフターケア委託費の金額を傷病ごとに印書する。
通院費	
給付件数	アフターケア通院費支給承認申請書の件数を傷病ごとに印書する。
給付金額	アフターケア通院費の支給金額を傷病ごとに印書する。

ハ 送付時期

月末データ締切日（本省での支払期処理日）後に業務室をよりリストを郵送する。

3月末の累積分は、年度計となる。

区分	健康管理手帳					委託費		通院費	
	交付者数	新規	期限切れ	不交付	転帰終了	給付件数	給付金額	給付件数	給付金額
						件	円	件	円
00	炭鉱災害による 一酸化炭素中毒	1	-	-	-	87	588,388	-	-
01	せき髄損傷	184	6	33	1	11,494	91,035,570	97	655,412
02	頭頸部外傷症候群等	286	8	76	-	10,200	70,731,058	87	420,646
03	尿路系障害	8	2	5	2	471	3,380,615	4	14,750
04	慢性肝炎	13	-	7	-	354	3,459,945	-	-
05	白内障等の眼疾患	147	3	39	-	2,783	16,750,657	23	142,466
06	振動障害	62	9	9	-	6,904	36,519,490	324	1,922,966
07	大腿骨頸部骨折及び 股関節脱臼・脱臼骨折	36	5	21	-	591	3,399,078	2	4,968
08	人工関節・ 人工骨頭置換	66	4	18	-	848	4,720,344	2	5,292
09	慢性化膿性骨髄炎	7	1	3	-	252	1,285,726	3	15,466
10	虚血性心疾患等	-	-	-	-	49	598,237	-	-
11	尿路系腫瘍	6	-	-	-	44	449,332	1	1,220
12	脳血管疾患	3	1	2	-	355	2,920,629	-	-
13	有機溶剤中毒等	2	-	-	-	72	686,031	-	-
14	外傷による 末梢神経損傷	30	8	18	-	2,004	14,635,227	13	45,384
15	熱傷	5	-	6	-	240	1,068,416	-	-
16	サリン中毒	-	-	-	-	23	156,560	-	-
17	精神障害	2	-	3	-	106	1,049,430	3	39,886
18	循環器障害	-	-	-	-	10	54,786	-	-
19	呼吸機能障害	-	-	-	-	3	27,341	-	-
20	消化器障害	1	1	-	-	18	117,242	-	-

区分	健康管理手帳					委託費		通院費	
	交付者数	新規	期限切れ	不交付	転帰終了	給付件数	給付金額	給付件数	給付金額
21	頭頸部外傷症候群等 頭頸部外傷症候群	1	-	-	-	87	588,388	-	-
22	頭頸部外傷症候群等 頭肩腕障害	184	6	33	1	11,494	91,035,570	97	655,412
23	頭頸部外傷症候群等 腰痛	286	8	76	-	10,200	70,731,058	87	420,646
24	尿路系障害 尿道狭さく・尿路変向術後	8	2	5	2	471	3,380,615	4	14,750
25	尿路系障害 代用膀胱造設後	13	-	7	-	354	3,459,945	-	-
26	慢性肝炎 HBe抗原陽性・C型肝炎	147	3	39	-	2,783	16,750,657	23	142,466
27	慢性肝炎 HBe抗原陰性	62	9	9	-	6,904	36,519,490	324	1,922,966
28	虚血性心疾患等 虚血性心疾患	36	5	21	-	591	3,399,078	2	4,968
29	虚血性心疾患等 ペースメーカー及び除細動器	66	4	18	-	848	4,720,344	2	5,292
30	脳の器質性障害 一酸化炭素中毒	7	1	3	-	252	1,285,726	3	15,466
31	脳の器質性障害 外傷による脳の器質的損傷	-	-	-	-	49	598,237	-	-
32	脳の器質性障害 減圧症	6	-	-	-	44	449,332	1	1,220
33	脳の器質性障害 脳血管疾患	3	1	2	-	355	2,920,629	-	-
34	脳の器質性障害 有機溶剤中毒等	2	-	-	-	72	686,031	-	-
35	循環器障害 弁損傷及び心膜病変	30	8	18	-	2,004	14,635,227	13	45,384
36	循環器障害 人工弁置換後	5	-	6	-	240	1,068,416	-	-
37	循環器障害 人工血管置換後	-	-	-	-	23	156,560	-	-

キャンセル番号	キャンセル内容等
C1135	「交付年月日」が「治ゆ年月日」以前であるもの。 「交付年月日」・「治ゆ年月日」を確認すること。
C1136	労災短期情報の「全体処理区分」が支給決議されていないもの。 労災情報の「全体処理区分」を確認すること。
C1137	「健康管理手帳番号」の傷病番号と傷病コードが一致しないもの。 傷病番号・傷病コードを確認すること。
C1138	労災情報の「性別」と入力不一致のもの。 性別を確認すること。
C1139	「治ゆ年月日」が前回交付された手帳の再発年月日以前であるもの。 「治ゆ年月日」・「再発年月日」を確認すること。
C1140	「管轄局署」の局と「健康管理手帳番号」の所轄局が一致しないもの。 「管轄局署」・「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1141	新規報告時に「対象傷病」コードの入力がないもの。 「対象傷病コード」を記入し再入力すること。
C1142	「労働保険番号」に対応する労災情報（労働保険番号台帳）が存在しないもの。 「労働保険番号」を確認し、「労働保険番号」を労働保険番号台帳に登録すること。
C1143	業務災害のみ手帳交付が可能な傷病にもかかわらず、業通別が通勤災害となっているもの。 「業通別」を確認すること。
C1144	短期情報の治ゆ年月日が不正である。 移行登録欄に記入し再入力すること。
C1151	廃止した傷病コードが入力されているもの。 「受付年月日」・「対象傷病コード」を確認すること。
C1201	修正決議待ちの健康管理手帳に対して、交付申請書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1202	健康管理手帳番号に対応する交付時の情報（手帳情報）が存在しないもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1203	不交付決議された健康管理手帳番号に対して交付申請書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1204	交付時は年金情報が未登記（手帳台帳）だが、現在は労災年金情報が存在するもの。 労災情報を確認し、更新前手帳に修正帳票で年金証書番号を登記し、交付申請書を再入力すること。
C1205	交付報告決議待ちの健康管理手帳に対して交付決議書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。

キャンセル番号	キャンセル内容等
C1220	<p>交付時に登記（手帳台帳）された「障害等級」に対応する労災年金情報が存在しないもの。</p> <p>労災情報を確認し、更新前手帳に修正帳票で「障害等級」を取消し、交付申請書を再入力すること。</p>
C1221	<p>業務災害のみ手帳交付が可能な傷病にもかかわらず、業通別が通勤災害となっているもの。</p> <p>「業通別」を確認すること。</p>
C1251	<p>更新後傷病コードの入力が必要であるにもかかわらず、更新後傷病コードが入力されていないもの。</p> <p>「受付年月日」・「更新後傷病コード」を確認すること。</p>
C1252	<p>更新後傷病コードの入力が不要であるにもかかわらず、更新後傷病コードが入力されているもの。</p> <p>「受付年月日」・「更新後傷病コード」を確認すること。</p>
C1253	<p>更新後傷病コードの入力が必要であり、更新後傷病コードが入力されているが、更新後傷病コードが更新前の対象傷病コードから分割された対象傷病コードでないものが入力されているもの。</p> <p>「更新後傷病コード」を確認すること。</p>
C1254	<p>更新後傷病コードに健康管理手帳の更新ができない傷病コード（傷病コード21、22、23）が入力されているもの。</p> <p>「更新後傷病コード」を確認すること。</p>
C1255	<p>更新後傷病コードに入力された傷病コードで健康管理手帳がすでに作成されている場合。</p> <p>「更新後傷病コード」を確認すること。</p>
C1301	<p>不交付決議で「交付・不交付別」が「11」以外であるもの。</p> <p>「交付・不交付別」に「11」を記入し、再入力すること。</p>
C1302	<p>入力された「交付報告（申請）受付番号」に対応する交付時の情報（手帳台帳）が存在しないもの。</p> <p>「交付報告（申請）受付番号」を確認すること。</p>
C1303	<p>入力された決議書出力回数と決議書出力時の情報（手帳台帳）が一致しないもの。</p> <p>決議書出力回数を確認すること。</p>
C1304	<p>入力された「交付決定年月日」が登記（手帳台帳）されている「交付年月日」以前であるもの。</p> <p>「交付年月日」を確認すること。</p>

キャンセル番号	キャンセル内容等
C1305	既に決議されている健康管理手帳に対して交付決議書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1306	移行登録された健康管理手帳に対して交付決議書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1307	有効期限切れの健康管理手帳に対して交付決議書が入力されたもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1308	項目修正に対する決議処理で「交付・不交付別」の入力があるもの。 「交付・不交付別」を未記入にし、再入力すること。
C1309	処理区分修正に対する決議処理で「交付・不交付別」の入力がないもの。 「交付・不交付別」を記入し、再入力すること。
C1310	項目修正で修正した処理区分と入力の「交付・不交付別」が一致しないもの。 「交付・不交付別」を確認すること。
C1311	労災短期情報の「治ゆ年月日」が未登記であるもの。 労災短期の「治ゆ年月日」を登記し、再入力すること。
C1312	交付年月日が「治ゆ年月日」以前であるもの。 「交付年月日」・「治ゆ年月日」を確認すること。
C1313	労災短期情報で再発登記されているもの。 労災情報の再発を確認すること。
C1314	労災短期または年金情報で死亡登記されているもの。 労災情報の死亡を確認すること。
C1315	交付時は年金情報が未登記（手帳台帳）だが、現在は労災年金情報が存在するもの。 労災情報を確認し、修正帳票で年金証書番号を登録後に、交付決議書を再入力すること。
C1316	交付時は障害年金であったが、現在は障害一時金であるもの。 労災情報を確認し、修正帳票で年金証書番号を取消後に、交付決議書を再入力すること。
C1317	交付時に登記（手帳台帳）された年金証書番号と現在の労災年金情報が一致しないもの。 労災情報を確認し、修正帳票で年金証書番号を修正後に、交付決議書を再入力すること。

キャンセル番号	キャンセル内容等
C1318	<p>交付時に登記（手帳台帳）された「治ゆ年月日」と現在の労災短期情報が一致しないもの。</p> <p>「治ゆ年月日」を確認すること。</p>
C1320	<p>キー変更後の労災情報が存在しないもの。</p> <p>労災情報を確認すること。</p>
C1321	<p>キー変更後の労災情報が存在するもの。</p> <p>労災情報を確認すること。</p>
C1322	<p>キー変更前とキー変更後の基本情報（「治ゆ年月日」、「管轄局署」、「性別」）が一致しないもの。</p> <p>「治ゆ年月日」、「管轄局署」、「性別」を確認すること。</p>
C1323	<p>交付時に登記（手帳台帳）された「障害等級」と現在の労災年金情報が一致しないもの。</p> <p>「障害等級」を確認し、修正帳票で「障害等級」を修正後に、交付決議書を再入力すること。</p>
C1324	<p>キー変更後に同一傷病の健康管理手帳が既に存在しているもの。</p> <p>健康管理手帳を確認すること。</p>
C1325	<p>労災短期情報の「全体処理区分」が支給決議されていないもの。</p> <p>労災情報の「全体処理区分」を確認すること。</p>
C1326	<p>修正帳票で修正した年金情報（「年金証書番号」、「障害等級」）が存在しないもの。</p> <p>「年金証書番号」、「障害等級」を確認し、修正帳票で「年金証書番号」を取消後に、交付決議書を再入力すること。</p>
C1327	<p>交付時に登記（手帳台帳）された「治ゆ年月日」と現在の労災短期情報が一致しないもの。</p> <p>「治ゆ年月日」を確認すること。</p>
C1328	<p>修正帳票で取消した年金情報（「年金証書番号」、「障害等級」）が存在しているもの。</p> <p>労災情報を確認し、修正帳票で「年金証書番号」または「障害等級」を修正すること。</p>
C1329	<p>交付時に登記（手帳台帳）された年金情報（「年金証書番号」、「障害等級」）が労災年金情報に存在しないもの。</p> <p>労災情報を確認し、修正帳票で「年金証書番号」または「障害等級」を取消し、交付決議書を再入力すること。</p>

キャンセル番号	キャンセル内容等
C1330	<p>前回発行した手帳の終了年月日以前の「交付決定年月日」で新規報告の交付決議書が入力されたもの。</p> <p>「交付決定年月日」・手帳終了年月日を確認すること。</p>
C1331	<p>更新期間開始日の「交付決定年月日」で更新の交付決議書が入力されたもの。</p> <p>「交付決定年月日」・有効期限を確認すること。</p>
C1332	<p>有効期限外の「交付決定年月日」で再交付の交付決議書が入力されたもの。</p> <p>「交付決定年月日」・有効期限を確認すること。</p>
C1333	<p>「事業場名称」の入力方法が誤っているもの。</p> <p>設定方法を確認後、再入力すること。</p>
C1334	<p>「事業場住所」の入力方法が誤っているもの。</p> <p>設定方法を確認後、再入力すること。</p>
C1335	<p>「事業場名称」が修正前と修正後で同一であるもの。</p> <p>「事業場名称」を確認後、再入力すること。</p>
C1336	<p>「事業場住所」が修正前と修正後で同一であるもの。</p> <p>「事業場住所」を確認後、再入力すること。</p>
C1351	<p>「前回の手帳の有効期間内」で更新の交付決議書（有効期限切れ後に決議書を入力する場合に限る。）が入力されたもの。</p> <p>「交付決定年月日」を確認すること。</p>
C1401	<p>「健康管理手帳番号」のみ入力されているもの。</p> <p>修正内容を記入後、再入力すること。</p>
C1402	<p>「傷病年月日」が「生年月日」以前であるもの。</p> <p>「傷病年月日」・「生年月日」を確認すること。</p>
C1403	<p>「受付年月日」が「治ゆ年月日」以前であるもの。</p> <p>「受付年月日」・「治ゆ年月日」を確認すること。</p>
C1404	<p>「対象者の受領管理」と他の項目が同時に入力されているもの。</p> <p>処理を行う項目を確認後、再入力すること。</p>
C1405	<p>「対象者の返納管理」と他の項目が同時に入力されているもの。</p> <p>処理を行う項目を確認後、再入力すること。</p>
C1406	<p>「報告・申請の取消」と他の項目が同時に入力されているもの。</p> <p>処理を行う項目を確認後、再入力すること。</p>

キャンセル番号	キャンセル内容等
C1407	「再処理」と他の項目が同時に入力されているもの。 処理を行う項目を確認後、再入力すること。
C1408	「不交付決議書要求」と他の項目が同時に入力されているもの。 処理を行う項目を確認後、再入力すること。
C1409	健康管理手帳が再度出力されない修正であるにもかかわらず、修正済が入力されているもの。 修正する項目を確認すること。
C1410	「死亡年月日」が「再発年月日」以前であるもの。 「死亡年月日」・「再発年月日」を確認すること。
C1411	修正前検索で印字された「健康管理手帳番号」と記入されている「健康管理手帳番号」が一致しないもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1412	「処理区分」と修正済み以外の項目が同時に入力されているもの。 処理を行う項目を確認後、再入力すること。
C1413	「住所変更年月日」が「交付年月日」以前であるもの。 「住所変更年月日」・「交付年月日」を確認すること。
C1414	「住所」の入力方法が誤っているもの。 設定方法を確認後、再入力すること。
C1415	交付済の健康管理手帳の住所変更時に「住所変更年月日」の入力がないもの。 「住所変更年月日」を記入し、再入力すること。
C1416	入力された「健康管理手帳番号」に対応する交付時の情報（手帳台帳）が存在しないもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1417	最新でない健康管理手帳に対して修正帳票を入力しているもの。 「健康管理手帳番号」を確認すること。
C1418	「再発・死亡年月日」の登記と他の項目が同時に入力されているもの。 処理を行う項目を確認後、再入力すること。
C1419	修正前と修正後で同一の項目があるもの。 処理項目を確認後、再入力すること。

1 アフターケア対象傷病一覧

対象傷病コード	対象傷病名	備考
00	炭鉱災害による一酸化炭素中毒	
01	せき髄損傷	
02	頭頸部外傷症候群等	(*1)
03	尿路系障害	(*1)
04	慢性肝炎	(*1)
05	白内障等の眼疾患	
06	振動障害	
07	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	
08	人工関節・人工骨頭置換	
09	慢性化膿性骨髄炎	
10	虚血性心疾患等	(*1)
11	尿路系腫瘍	
12	脳血管疾患	(*1)
13	有機溶剤中毒等	(*1)
14	外傷による末梢神経損傷	
15	熱傷	
16	サリン中毒	
17	精神障害	
18	循環器障害	(*1)
19	呼吸機能障害	
20	消化器障害	
21	頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群）	
22	頭頸部外傷症候群等（頸肩腕障害）	
23	頭頸部外傷症候群等（腰痛）	
24	尿路系障害（尿道狭さく及び尿路変向術後）	
25	尿路系障害（代用膀胱造設後）	
26	慢性肝炎（HB e抗原陽性及びC型肝炎ウイルス感染）	
27	慢性肝炎（HB e抗原陰性）	
28	虚血性心疾患等（虚血性心疾患）	
29	虚血性心疾患等（ペースメーカー及び除細動器）	
30	脳の器質性障害（一酸化炭素中毒（炭鉱災害を除く。））	
31	脳の器質性障害（外傷による脳の器質的損傷）	
32	脳の器質性障害（減圧症）	
33	脳の器質性障害（脳血管疾患）	
34	脳の器質性障害（有機溶剤中毒等）	
35	循環器障害（弁損傷及び心膜病変）	
36	循環器障害（人工弁置換後）	
37	循環器障害（人工血管置換後）	

(*1) 健康管理手帳の交付又は更新の受付年月日が平成19年9月30日以前の場合は、健康管理手帳の交付年月日が平成19年10月1日以降であっても、当該傷病コードで健康管理手帳の交付又は更新を行うこと。

○平成19年9月30日までに健康管理手帳交付報告書又は健康管理手帳更新・再交付申請書を受け付けた場合

対象傷病コード	対象傷病名	備考
00	炭鉱災害による一酸化炭素中毒	
01	せき髄損傷	
02	頭頸部外傷症候群等(*1)	対象傷病コード21-23、30-32に分離
03	尿路系障害(*1)	対象傷病コード24、25に分離
04	慢性肝炎(*1)	対象傷病コード26、27に分離
05	白内障等の眼疾患	
06	振動障害	
07	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	
08	人工関節・人工骨頭置換	
09	慢性化膿性骨髄炎	
10	虚血性心疾患等(*1)	対象傷病コード28、29に分離
11	尿路系腫瘍	
12	脳血管疾患(*1)	対象傷病コード33に変更
13	有機溶剤中毒等(*1)	対象傷病コード34に変更
14	外傷による末梢神経損傷	
15	熱傷	
16	サリン中毒	
17	精神障害	
18	循環器障害(*1)	対象傷病コード35-37に分離
19	呼吸機能障害	
20	消化器障害	

○平成19年10月1日以降に健康管理手帳報告書又は健康管理手帳更新・再交付申請書を受け付けた場合

対象傷病コード	対象傷病名	備考
00	炭鉱災害による一酸化炭素中毒	
01	せき髄損傷	
05	白内障等の眼疾患	
06	振動障害	
07	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	
08	人工関節・人工骨頭置換	
09	慢性化膿性骨髄炎	
11	尿路系腫瘍	
14	外傷による末梢神経損傷	
15	熱傷	
16	サリン中毒	
17	精神障害	
19	呼吸機能障害	
20	消化器障害	
21	頭頸部外傷症候群等(頭頸部外傷症候群)	
22	頭頸部外傷症候群等(頭肩腕障害)	
23	頭頸部外傷症候群等(腰痛)	
24	尿路系障害(尿道狭さく及び尿路変向術後)	
25	尿路系障害(代用膀胱造設後)	
26	慢性肝炎(HBe抗原陽性及びC型肝炎ウイルス感染)	
27	慢性肝炎(HBe抗原陰性)	
28	虚血性心疾患等(虚血性心疾患)	
29	虚血性心疾患等(ペースメーカー及び除細動器)	
30	脳の器質性障害(一酸化炭素中毒(炭鉱災害を除く。))	
31	脳の器質性障害(外傷による脳の器質的損傷)	
32	脳の器質性障害(減圧症)	
33	脳の器質性障害(脳血管疾患)	
34	脳の器質性障害(有機溶剤中毒等)	
35	循環器障害(弁損傷及び心膜病変)	
36	循環器障害(人工弁置換後)	
37	循環器障害(人工血管置換後)	

(*1) 受付年月日が平成19年9月30日以前の場合は、健康管理手帳の交付年月日が平成19年10月1日以降であっても、当該対象傷病コードで健康管理手帳の交付及び更新を行うこと。

対象傷病コード	対象傷病名	(※1)	(※2)	備考
00	炭鉱災害による一酸化炭素中毒	3年	1年	
01	せき髄損傷	3年	5年	
02	頭頸部外傷症候群等	2年	—	
03	尿路系障害	3年	—	
04	慢性肝炎	3年	—	
05	白内障等の眼疾患	2年	1年	
06	振動障害	2年	1年	
07	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	3年	1年	
08	人工関節・人工骨頭置換	3年	5年	
09	慢性化膿性骨髄炎	3年	1年	
10	虚血性心疾患等	3年	—	
11	尿路系腫瘍	3年	1年	
12	脳血管疾患	3年	—	
13	有機溶剤中毒等	3年	—	
14	外傷による末梢神経損傷	3年	1年	
15	熱傷	3年	1年	
16	サリン中毒	3年	1年	
17	精神障害	3年	1年	
18	循環器障害	3年	—	
19	呼吸機能障害	3年	1年	
20	消化器障害	3年	1年	
21	頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群）	—	更新不可	
22	頭頸部外傷症候群等（頸肩腕障害）	—	更新不可	
23	頭頸部外傷症候群等（腰痛）	—	更新不可	
24	尿路系障害（尿道狭さく及び尿路変向術後）	—	1年	
25	尿路系障害（代用膀胱造設後）	—	1年	
26	慢性肝炎（HBe抗原陽性及びC型肝炎ウイルス感染）	—	1年	
27	慢性肝炎（HBe抗原陰性）	—	1年	
28	虚血性心疾患等（虚血性心疾患）	—	1年	
29	虚血性心疾患等（ペースメーカー及び除細動器）	—	5年	
30	脳の器質性障害（一酸化炭素中毒（炭鉱災害を除く。））	—	1年	
31	脳の器質性障害（外傷による脳の器質的損傷）	—	1年	
32	脳の器質性障害（減圧症）	—	1年	
33	脳の器質性障害（脳血管疾患）	—	1年	
34	脳の器質性障害（有機溶剤中毒等）	—	1年	
35	循環器障害（弁損傷及び心膜病変）	—	1年	
36	循環器障害（人工弁置換後）	—	5年	
37	循環器障害（人工血管置換後）	—	5年	

(※1) 平成19年9月30日までに健康管理手帳交付報告書又は健康管理手帳更新・再交付申請書を受け付けた場合

(※2) 平成19年10月1日以降に健康管理手帳報告書又は健康管理手帳更新・再交付申請書を受け付けた場合

健康管理手帳受領・返納未確認者一覧

平成19年11月1日

東京労働局 (13) 基準年月 平成19年10月

26頁

管轄署	健康管理手帳番号	交付年月日 対象者氏名	電話番号	郵便番号	住所	終了年月日 状態
i3 01	0613022222-000	H18.9.8 労働 太郎	03-3920-3311	170-0044	東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	H18.9.7 手帳更新 未返納
13 01	0613022222-001	H19.9.8 労働 太郎	03-3920-3311	170-0044	東京都 練馬区 上石神井 4-8-4	未受領